

薩摩川内市ふるさとと景観計画

雄大な自然と悠久の歴史・文化を体感できる
ふるさと薩摩川内の風土づくり



※変更部分は赤字で示しています。

令和2年3月
薩摩川内市

はじめに



薩摩川内市は、川内川、甌島をはじめとする雄大な自然に生まれ、古代より今日まで南九州の要衝の地として数々の歴史を刻んできました。また水と緑の豊かな美しい風景、気候、風土の多様性は、市内外から高い評価を得ています。

国においては、美しい国づくり政策大綱に沿って景観法が制定され、平成17年6月全面施行されました。

これを受け、本市は平成19年4月1日に景観行政団体となり、恵まれた自然環境と人々の暮らしが調和した景観づくりを目指すとともに、先人から受け継いだかけがえのない財産であるふるさとの良好な景観を守り、より良い景観を形成するため「薩摩川内市景観条例」を制定いたしました。

また、条例に基づき本市の景観づくりを総合的に進めるために「薩摩川内市ふるさと景観計画」を策定いたしました。本計画の策定にあたりましては、身近な景観に対する評価や魅力ある景観の抽出、景観づくりに向けた施策の在り方などを検討し、これらの課題に対応した地区コミュニティ協議会による提案制度や、川内川を景観重要公共施設に指定するなどの施策を盛り込んだところであります。

今後は、本計画に基づき本市固有の景観を、それぞれの地域で市民、事業者、地区コミュニティ協議会及び市が協働して守り、つくり、高めることにより、「地域力が守り 高める ふるさと景観の創造」が図られるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様や事業者の方々の、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この景観計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました都市計画審議会及び景観計画策定委員会の委員の皆様並びに関係各位に対して、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

薩摩川内市長 岩切 秀雄

《目次》

| | | |
|------------|-------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨と計画の構成 | 1 |
| 1. | 計画策定の目的 | 1 |
| 2. | 計画の期間 | 2 |
| 3. | 計画の構成 | 3 |
| 第2章 | 市域全体の景観形成方針 | 4 |
| 1. | 景観計画区域の設定 | 4 |
| 2. | 景観に関する特性と課題 | 4 |
| 3. | 良好な景観形成に関する方針 | 9 |
| 第3章 | ゾーン別の景観形成方針 | 11 |
| 1. | 景観形成ゾーン・景観提案地区・景観啓発地区・景観地区の設定 | 11 |
| 2. | 都市文化ゾーンの景観形成方針 | 12 |
| 3. | 田園文化ゾーンの景観形成方針 | 13 |
| 4. | 海洋文化ゾーンの景観形成方針 | 15 |
| 第4章 | 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 | 22 |
| 1. | 届出を要する行為 | 22 |
| 2. | 行為制限(景観形成基準)の設定 | 24 |
| 第5章 | 景観提案制度 | 26 |
| 1. | 景観提案制度の概要 | 26 |
| 2. | 景観提案地区, 景観啓発地区, 景観地区の提案基準 | 26 |
| 3. | 景観重要資産, 景観重要建造物, 景観重要樹木の提案基準 | 28 |
| 第6章 | その他の良好な景観形成に関する方針 | 32 |
| 1. | 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項の策定 | 32 |
| 2. | 景観重要公共施設の整備 | 32 |
| 3. | 景観農業振興地域整備計画の策定 | 37 |
| 第7章 | 協働による良好な景観の形成に資する活動の促進 | 38 |
| 1. | 基本的な考え方 | 38 |
| 2. | 景観形成の推進体制 | 39 |
| 3. | 景観形成事業 | 40 |